

# 郡中 進路だより

No.1 令和5年 4月 7日  
大村市立郡中学校  
チーム郡 思いを力に!  
文責:進路指導主事 増田弘実

## 新しい年度がスタートしました

新しい年度がスタートし、来週はいよいよ入学式が行われます。今日は入学式の準備を行い、最高学年としての意識が高まったのではないのでしょうか。来週は学級組織を作ったり、身体測定があります。

これから、進路に関する情報をこの「進路だより」でお伝えしていきます。3年生に関することが主になってしまいますが1、2年生の皆さんにも「3年生になったときの1年間の流れ」を知っておいてほしいので、全生徒に配付します。(1、2年生にはtetoruによる配信となります)

進路設計をするにあたり大切なポイントを下記に示しますので、ご家庭での話し合いや学校での進路相談の際にご活用していただければ幸いです。

### 1. 確かな情報を収集しましょう

- 保護者の皆様が受験(検)をされた頃とは、試験の日程や受験(検)の方法、学校に設置している学科など、様々な「変更された事」があります。例えば、鎮西学院高校では普通科グローバル・イングリッシュコースが開設され、一般進学コースの定員が30名増えたので、商業科の定員が100名→70名→40名と変更になりました。
- 公立高校入試において、平成15年以来の大幅な入試制度の改革がなされ、公立高校の一般推薦入試、志願変更、数学と英語における難易度の異なる問題が廃止されました。前期入試で、学力検査を課す学校においては国語・数学・英語の3教科を60分で解答する基礎学力検査が行われています。令和5年4月からは大村高校で普通科の学級数が1つ減り、数理探究科(1クラス)が文理探究科(2クラス)に改編されました。また、制服も変更になっています。このような変更については、この「進路だより」を通して、お知らせしていきます。三者面談などの際に「知らなかった」ということがないように、しっかり読んでいただければ幸いです。
- オープンスクール・学校説明会・体験入学等が実施されています。感染対策を十分にすることで、参加する意義はあるかと思えます。
- トヨタ学園やデンソー工業学園、陸上自衛隊少年工科大学校のように、働きながら(給料をもらいながら)高卒の資格が取れる(3年後は自動的に採用になる)学校もあります。興味がある人は、増田まで問い合わせてください。
- インターネットで情報を調べるのはいいのですが、内容はよく吟味をしてください。公式サイトならいいのですが、第三者が作ったサイトの内容は、真偽のほどがわかりません。たくさんの情報に踊らされてしまわないようにしてほしいものです。

### 2. 保護者の皆さんは、お子さんや担任の先生と十分に話し合ってください

- 日頃から進路について話をしてください。
- 不明な点や疑問・悩みは担任の先生や進路担当(増田)にお尋ねください。

### 3. 努力を続ける人になれるように支えてください

- 毎日の努力の積み重ねがお子様の進路に大きく影響します。
- 「何のために自分はその道に進もうとするのか?」「自分はそこで何をしたいのか?」明確な目的がもてるように一緒に支えていきましょう。

### 4. 提出物は期限を必ず守らせてください

- 進路関係の提出物(特に学校見学の申し込みや出願手続き書類など)は全員そろわないと処理できません。締め切りを1日でも過ぎると受け付けてもらえないものもありますので、必ず提出期限を守るようにご家庭でも、ご指導をお願いします。

### 5. 私立高校の出願にはネット環境が必要なこともあります

- 中地区の3つの私立高校(長崎日大高校、鎮西学院高校、創成館高校)の出願は、スマートフォンやタブレット、パソコンを利用した「インターネット出願」になっています。多くの学校でネット環境が必要になっています。ご自宅にインターネット環境がない場合は、11月末から12月に行われる各学校の説明会に参加することで出願ができるようになっています。

### 6. 次のような進路を考えている人は色覚の検査をしておくことをおすすめします

「色覚検査をすることは差別につながる」などの声が挙がり、平成14年に学校保健法が改正され、検査の施行義務がなくなりました。小学校で義務付けられていた色覚検査が廃止されて21年経ち、色覚異常の子供の約半数が異常に気づかないまま進学・就職に臨み、中には直前で進路を断念せざるを得ないケースもあることが、日本眼科医会の調査で明らかになっています。大村工業高校の先生から似たような話を伺ったこともあります。

色覚による制限が設けられている主な資格を下に書いておきますので、気になる人は眼科を受診して色覚の検査をしておくことをおすすめします。(保健室でも検査は可能です)

◆色覚による制限が設けられている主な資格 ※掲載中の情報は、平成28年3月現在のものです。

航空機乗組員	航空業務に支障を来すおそれのある色覚の異常がないこと。
航空大学校	航空業務に支障を来すおそれのある色覚の異常がないこと。
航空管制官	色覚が正常であること
航空保安大学校学生	色覚が正常であること
海技士(航海)	石原色覚検査表による検査で正常又はパネル D-15 をパス
海技士(機関・通信・電子通信)	上記又は特定船員色識別適正確認表を識別できること
小型船舶操縦士	夜間において船舶の灯火の色が識別できること。 ※夜間の識別が不可でも、昼間に航路標識の彩色を識別できれば、昼間の時間帯に限定された免許を受有することは可能
動力車操縦者(鉄道・軌道及び無軌条電車の運転士)	色覚が正常であること
自衛官	色盲又は強度の色弱でないもの (但し、飛行要員は色覚正常なもの)
防衛(医科)大学校学生	色盲又は強度の色弱でないもの